

健 発 0 2 0 5 第 7 号
令 和 3 年 2 月 5 日

各

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長

 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)

医療従事者向け優先接種の計画的な体制整備と
管内市町村の接種体制確保の取組の進行管理について（依頼）

各自治体の予防接種部局には当面の間、平時をはるかに超える量の業務が発生することから、「新型コロナウイルスワクチン接種に向けた庁内体制の拡充について(依頼)」(健発0107第23号、令和3年1月7日)において、各都道府県及び市区町村において全庁的な準備体制を取っていただくよう依頼したところです。

今般、1月15日及び1月25日に開催された自治体向け説明会において、医療従事者向け優先接種については、3月半ばまでに接種体制を構築いただきたい旨ご説明したところですが、都道府県知事の皆様におかれましては、このスケジュールを念頭に、都道府県医師会や管内医療機関との調整を始め、計画的に準備を進めていただくようお願いします。

また、高齢者を始めとした住民向け接種は早くても4月1日からの接種開始を予定しており、市町村を中心に接種体制を構築することになっています。市町村にとって、過去に例のない大規模な予防接種事業であることから、都道府県においても市町村の予防接種実施計画の策定状況を確認するなど、管内市町村の接種体制確保の取組の進行管理に努めていただくようお願いします。併せて、市町村からの相談に応じるなど、管内市町村への支援体制を構築いただくようお願いします。

特に、集団接種会場での医師・看護師の確保や、地域の病院・診療所の接種への協力を得るのが困難な市町村もあることから、医療従事者の確保に向けて、都道府県におかれましても都道府県医師会や管内医療機関との調整に積極的に取り組んでいただくようお願いします。